

○保護者自身が事業主または2親等の親族が経営している会社に勤めている場合はこちらもご確認ください。

①から⑥の添付書類が提出できない場合は、民生委員・児童委員の証明が必要となります。

□法人格がある場合 ※法人格は、営利法人(株式会社、有限会社等)、非営利法人(NPO法人、一般社団法人等)を指します。					
・源泉徴収票(前年度分)		父	☐	母	☐
□法人格がない場合					
・一週間のスケジュール		父	☐	母	☐
以下の書類は【自営業の就労に関する添付書類(法人格がない場合)】のフローチャートに従って提出してください					
①に該当の場合 (事業主本人)	・確定申告書(第一表)写し	父	☐	母	☐
②に該当の場合 (事業主本人)	・実績や収入等就労状況がわかる書類	父	☐	母	☐
③に該当の場合 (自営業専従者)	・確定申告書(第一表・第二表)写し	父	☐	母	☐
④に該当の場合 (自営業専従者)	・開業届写し	父	☐	母	☐
	・事業主の青色事業専従者給与に関する届出・変更届出	父	☐	母	☐
⑤に該当の場合 (家族従業者)	・源泉徴収票または給与支払報告書写し	父	☐	母	☐
⑥に該当の場合 (家族従業者)	・実績や収入等就労状況がわかる書類	父	☐	母	☐